

愛媛県報

発行 愛媛 県

令和2年12月22日火曜日 第168号

◇目次◇

告 示

	指定自立支援医療機関の指定(2件)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
0	指定自立支援医療機関の所在地の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1108
0	肥料登録有効期間の更新(農産園芸課)	1108
0	保安林予定森林にする旨の通知 (森林整備課)…	1108
	愛媛県内水面漁場管理委員会委員の選任	
0	公共測量の終了の通知 (道路維持課)…	1108
0	建築士の免許の取消し・・・・・・・・(建築住宅課)・・・	1108
0	愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し (会計課)…	· 1109
0	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(東予地方局環境保全課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1109
0	瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要	· 1112
\circ	道路の供用開始(県道落合久万線)・・・・・・・・・・(東予地方局管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 1115

告 示

○愛媛県告示第1357号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
上田小児科・外科	宇和島市広小路 1 番26号	上田 誠	精神通院医療	令和2年 10月1日
城西調剤薬局道後店	松山市道後町一丁目8番30号	有限会社城西調剤薬局	精神通院医療 (薬局)	令和2年 11月1日
しつかわ薬局	東温市志津川南一丁目1-14	株式会社ひだか	精神通院医療 (薬局)	令和2年 11月1日
マック古川調剤薬局	松山市古川西2丁目8-35	株式会社大屋	精神通院医療 (薬局)	令和2年 11月1日
マック山越調剤薬局	松山市山越6丁目7-38	株式会社大屋	精神通院医療 (薬局)	令和2年 11月1日
松山会営薬局	松山市藤原二丁目4番5号	一般社団法人松山薬剤師会	精神通院医療(薬局)	令和2年 11月1日

○愛媛県告示第1358号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

	指定訪問	看護事業者等	訪問看護ステーション					担当しようとする	指定年月日
名	称	主たる事務所の所在地	名	称	所	在	地	医療の種類	指定年月日
株式会社ほわいと		松山市中村3丁目1-9	訪問看護ステー	-ションほわいと	松山市中	村3丁	目 1 - 9	精神通院医療	令和2年 11月1日

〇愛媛県告示第1359号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所 在 均	変 更
177	変更前変	E 更 後 年月日
日本財団在宅看護センターしこく	四国中央市三島 中央宮川4丁目10-72 ユー	中央市三島 5 丁目13-2 ズフラット 1 階テナント 室

○愛媛県告示第1360号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12 条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録 番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
令和6 年1月 9日	愛媛県 第1294 号	魚廃物加工肥料	魚廃物 加工思 料2号	窒素全 量 5.0 りん酸 全量 3.0	含許る成最及の制項公格お有さ有分大び他限し定のりをれ害の量その事よ規と	有限会社上田 産業 愛媛県八幡浜 市八代664番地 4

○愛媛県告示第1361号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林 法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

伊予市双海町上灘字芋尻甲2591、甲2602、甲2624、甲2625、甲2630の1、字遅谷已127の3、已127の4、已128の1、已132の1

- 2 指定の目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び 伊予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1362号

漁業法(昭和24年法律第267号)第172条第2項の規定により、愛媛県内水面漁場管理委員会委員として、次の者を令和2年12月1日選任した。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

種 別	E	E	â	4	住 所	職業
	本	多	義	雄	伊予郡松前町中川原548	団体役員
漁業者代表	岡	村	重	治	西条市中野甲1308-4	団体役員
(無未有)(衣	柴	田	常	則	松山市溝辺町甲412	団体役員
	高	田	光	_	北宇和郡鬼北町大字出目 1991	団体役員
採捕、養殖 又は増殖を	自	石	勝	久	松山市中村2-8-6	団体役員
する者の代表	鈴	木	貴	明	松山市来住町440-9	団体役員
	畑		啓	生	松山市文京町2-5	大学准教授
学識経験者	斉	藤	智	子	松山市菅沢町乙642-3	NPO 法人 代表
子畝莊駅白	垣	原	登元	ま子 こここ	松山市石手5-5-29	大学教授
	光	澤	安ィ	女子	西条市福武甲848 - 3	NPO 法人 調査員

○愛媛県告示第1363号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(用地測量)

2 作業期間 令和2年3月16日から

11月30日まで

3 作業地域 愛媛県四国中央市土居町地内

○愛媛県告示第1364号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、 次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許の			5	も許く	の取消しを受けたる	建築士	免許の
取 消年月日	E	E	ŕ	Z	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	取消しの理 由
令和2年 11月12日	小	松	嵭	要	二級建築士	愛媛県知事登録 第5251号	死亡による

〇愛媛県告示第1365号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定	売 り さ	ばき 人	売りさばき所	取消年月日	
番号	住 所	氏名又は名称	元りさはさり	以 佰十月 日	
川之 江第 6号	四国中央市川滝町下山1873番地の1	うま農業協同組合川滝支店	四国中央市川滝町下山1873番地の1	令和2年11月24日	
大洲 第16 号 - 1	大洲市大洲38番地	株式会社伊予銀行大洲本町支店	大洲市大洲38番地	令和3年1月22日	

○愛媛県告示第1366号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置 の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及 び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年12月22日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 住友化学株式会社 東京都中央区新川二丁目27番1号 代表取締役社長 岩田 圭一
- 2 事業場の名称及び所在地 住友化学株式会社愛媛工場菊本地区 新居浜市菊本町一丁目10番1号
- 3 特定施設に関する事項 スラリー溶解タンク (TK-732)

特定施設の種类	Ą	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 188号。以下「政令」という。)別表第1 第37号 イ 洗浄施設			
特定施設の能力	J	1日当たり82立方メートル処理			
工事着手予定年	手月日	許可後直ちに			
工事完成予定年	手月日	着手3か月後			
使用開始予定年	手月日	完成後直ちに			
特定施設の使用	目時間間隔	連続			
特定施設の11 時間	日当たりの使用	24時間			
特定施設の使用の概要	用の季節的変動	なし			
特定施設 から排出 される汚	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常 1~2 最大 1~2			
水等の汚 染状態の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 1,010 最大 1,010			

	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	5.0 5.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	0.01 0.01
汚水等の1日 (単位 立方		通常最大	69 106

- 4 汚水等の処理施設に関する事項
- (1) ECH活性汚泥処理施設

(1) ECH活性汚泥処埋施設							
設置年月日		昭和4	7年2月	10日			
処理施設の種類	頁	活性剂	5泥処理	Į			
処理施設の型式	Ĵ	活性剂		Į			
処理施設の構造	生	鉄筋こ	コンクリ	ート製			
処理施設の主要	要寸法		0メート 5.6メー		50メ・	ートル	
処理施設の能力	כֹ	1日音	1日当たり4,700立方メートル処理				
汚水等の処理の)方式	生物化学的処理					
処理施設の使用	目時間間隔	連続					
処理施設の11 時間	日当たりの使用	24時間					
処理施設の使用の概要	用の季節的変動	なし					
処理施設 による処	項目	処	理	前	処	理	後
理前及び 処理後の 汚水等の 汚染状態 の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大			通常最大	6.0~7.	

	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大		通常最大	
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大		通常最大	
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大		通常最大	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大		通常最大	
汚水等の1E (単位 立方		通常最大	4,359 4,673		4,359 4,673

備考 汚水等は、No. 1 総合排水処理施設で処理する。

(2) アルベン中和処理施設 (TK-414A/B)

設置年月日	設置年月日		昭和59年10月1日							
処理施設の種類	Ą	中和処理								
処理施設の型式	ţ	中和如	処理							
処理施設の構造	Ł 1	コンク	ラリート	製						
処理施設の主要	処理施設の主要寸法		中和槽:縦 10メートル 横 3メート ル 高さ 2.7メートル 沈降槽:縦 10メートル 横 3メート ル 高さ 2メートル							
処理施設の能力	J	1 目 ≜	当たり730	0トン処	理					
汚水等の処理の)方式	化学処理								
処理施設の使用	処理施設の使用時間間隔		連続							
処理施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間								
処理施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし								
処理施設による処	項目	処	理	前	処	理	後			
理前及び処理後の	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常最大	1未満 1未満		通常最大					
汚水等の 汚染状態 の値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	5.0 5.0		通常最大	5.0 5.0				
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大			通常最大	50 50				

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		0.1未満 0.1未満		0.1未満 0.1未満
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		0.01未満 0.01未満	通常最大	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常最大	685 690	通常最大	

備考 汚水等は、No. 1 総合排水処理施設で処理する。

(3) 中和処理施設(TK-707A/B)

設置年月日		昭和59年10月1日								
処理施設の種類	Į	中和処理								
処理施設の型式	ţ	中和如	中和処理							
処理施設の構造	<u>Ł</u>	コンク	クリート非	Ų						
処理施設の主要	長寸法	ル 沈降	中和槽:縦 4.9メートル 横 3.7メート ル 高さ 3.2メートル 沈降槽:縦 11.3メートル 横 3.7メー トル 高さ 2.7メートル							
処理施設の能力	J	1日当	当たり590	トン処	.理					
汚水等の処理の)方式	化学如	理							
処理施設の使用	時間間隔	連続								
処理施設の1E 時間	日当たりの使用	24時間	I							
処理施設の使月 の概要	処理施設の使用の季節的変動 の概要			なし						
処理施設	項目	処	理	前	処	理	後			
による処 理前及び 処理後の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	1未満 1未満		通常最大					
汚染状態の値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	5.0 5.0		通常最大	5.0 5.0				
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	10未満 10未満		通常最大	50 50				
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		0.1未満			0.1未満				
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大			通常最大	5.0 5.0				
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		175 179		通常最大	550 590				

備考 汚水等は、No. 1 総合排水処理施設で処理する。

(4) No. 1 総合排水処理施設

設置年月日		昭和53年8月31日						
処理施設の種類		沈降分離処理						
処理施設の型式	Ĵ	沈降分)離処理					
処理施設の構造	Ł	鉄筋ニ	コンクリ	ート製				
処理施設の主要	是寸法	集水槽:縦 10メートル 横 10メート ル 高さ 5メートル 沈降槽:縦 200メートル 横 10メート ル 高さ 2.5メートル						
処理施設の能力	J	1日当	当たり40	,000立力	ラメート	・ル処理		
汚水等の処理の)方式	沈降分	分離処理					
処理施設の使用	時間間隔	連続						
処理施設の1 E 時間	日当たりの使用	24時間	I					
処理施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし						
処理施設	項目	処	理	前	処	理	後	
による処 理前及び 処理後の	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常最大	7.0~7.5 5.5~8.5		通常最大	7.0~7.5 5.5~8.8		
汚水等の 汚染状態 の値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	12.8 20.0		通常最大	12.8 20.0		
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	15.0 50.0		通常最大	15.0 50.0		
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	4.1 35.0		通常最大			
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大			通常最大	1.03 15.00		
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常最大				21,464 28,547		

備考 汚水等は、No. 1排水口より排水する。

(5) BR-BT活性汚泥処理施設

設置年月日	平成3年8月31日
処理施設の種類	活性汚泥処理
処理施設の型式	活性汚泥処理

				70100				
処理施設の構造	<u> </u>	鉄筋こ	コンクリ・	ート製				
処理施設の主要	長寸法	曝気槽:縦 7メートル 横 24メート ル 高さ 5.5メートル 3基						
処理施設の能力	J	1日音	当たり6,0	00立方	メート	ル処理		
汚水等の処理の)方式	生物化	L学的処3	理				
処理施設の使用	月時間間隔	連続						
処理施設の1 E 時間	日当たりの使用	24時間	1					
処理施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし						
処理施設	項目	処	理	前	処	理	後	
による処 理前及び 処理後の	水素イオン 濃度(水素 指数)		7.0~8.0 7.0~8.0			7.0~8.0 7.0~8.0		
汚水等の 汚染状態 の値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大			通常最大	45 55		
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大			通常最大	10 50		
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大			通常最大	1.1 2.1		
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大			通常最大	0.37 0.60		
汚水等の1 E (単位 立方			4,988 5,244			4,988 5,244		

備考 汚水等は、No. 3 総合排水処理施設で処理する。

(6) No. 3 総合排水処理施設

() The American American						
設置年月日	昭和49年6月1日					
処理施設の種類	沈降分離処理、中和処理					
処理施設の型式	沈降分離処理、中和処理					
処理施設の構造	土堰堤型式					
処理施設の主要寸法	中和槽:縦 48メートル 横 60メート ル 深さ 2.2メートル 沈降槽:縦 95メートル 横 60メート ル 深さ 2メートル					
処理施設の能力	1日当たり50,000立方メートル処理					
汚水等の処理の方式	沈降・中和処理					
処理施設の使用時間間隔	連続					

処理施設の11 時間	処理施設の1日当たりの使用 時間		1				
処理施設の使用 の概要	用の季節的変動	なし					
処理施設	項目	処	理	前	処	理	後
による処 理前及び 処理後の	水素イオン 濃度(水素 指数)		7.0~8. 5.5~8.			7.0~8.0 5.5~8.8	
汚水等の 汚染状態 の値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大			通常最大		
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大			通常最大		
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大			通常最大		
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	1.01 15.00		通常最大		
汚水等の1 E (単位 立方		通常最大	37,392 40,988		通常最大	,	

備考 汚水等は、No. 3排水口より排水する。

- 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大 の値並びに汚水等の1日当たりの量
- (1) No. 1 排水口

(1) 100. 139	1/3+11		
汚水等の 汚染状態	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	7.0~7.5 5.5~8.8
の値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	12.8 20.0
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	15.0 50.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	1.03 15.00
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		21,464 28,547

(2) No. 3排水口

汚水等の 汚染状態 の値	通常 7.0~8.0 最大 5.5~8.8
--------------------	--------------------------

	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	1.01 15.00
汚水等の1E (単位 立方			37,392 40,988

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第1367号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造 等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年12月22日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 住友化学株式会社
 - 東京都中央区新川二丁目27番1号 代表取締役社長 岩田 圭一
- 2 事業場の名称及び所在地 住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
 - 新居浜市菊本町一丁目10番1号
- 3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第27号イ、ロ、ヌ及びル、第33号ロ、ハ、ニ及びリ、第37号イ、ロ、ハ及びタ、第71号の5並びに第74号

- 4 変更しようとする事項の内容
- 特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の量及 び排出水の汚染状態
- 5 特定施設に関する事項
- (1) スラリー分離槽 (D-731)

		変	更	前	変	更	後
特定施設 から排出 される汚 水等の汚	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通上下最上下最上下	10 1,300		下層 最大 上層	: 1,010 D2 : 1, : 1,300 D2 : 1,	
染状態の値	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		0.1未満 0.1未満		通常最大	5.0 10.0	

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.01 最大 0.10
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 上層: 206 下層: 82 最大 上層: 206 下層: 82	通常 上層:206 下層①:29 下層②:53 最大 上層:206 下層①②:82
備考	上層液: ECH 活性 汚泥処理施設で処 理 下層液: フィルター プレス (Z-700) 送 り	上層液: ECH 活性 汚泥処理施設で処理を関係でした。 アイルス (Z-700) 送り テープレス (Z-700) 送り 下層液②: スラリー溶液解炎り (TK-732) 送りの合けであり、では82立り、等には82立り、等により、等によりでれずる。

(2) フィルタープレス (Z-700)

	変	更	前	変	更	後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常最大			通常最大		

備考 汚水等は、ECH 活性汚泥処理施設で処理する。

(3) 熟成分離ドラム (TK-301)

				前	変	更	後
特定施設 から排出 される汚 水等の汚	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	下層:	1,300		下層 最大 上層	: 1,010 : 1,010 : 1,300 : 1,300	
染状態の値	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		0.1未満		通常最大		
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)		0.1未満 0.1未満		通常最大	0.01 0.10	

備考 汚水等は、上層液が ECH 活性汚泥処理施設、下層液は分離 施設 (D-731) へ送液する。

(4) No. 1 総合排水処理施設

		変	更	前	変	更	後
特定施設 から排出 される汚 水等の汚 染状態の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大			通常最大	12.8 20.0	

	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大		通常最大	
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大		通常最大	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大		通常最大	1.03 15.00
汚水等の1 E (単位 立方			20,474 27,557		21,464 28,547

備考 処理後、No. 1排水口より放流する。

(5) No. 3 総合排水処理施設

		変	更	前	変	更	後
特定施設 から排出 される汚	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	13.0 19.5		通常最大		
水等の汚 染状態の 値	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	33.0 47.0		通常最大		
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	1.9 10.0		通常最大		
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	1.0 7.0		通常最大	1.01 15.00	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常最大	,		通常最大	37,392 40,988	

備考 処理後、No. 3排水口より放流する。

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) ECH活性汚泥処理施設

		変	更 前	変	更 後
処理施記	受の能力	1日当た 立方メー		1日当た 立方メー	
処理施設	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
による処 理前及び 処理後の 汚水等の	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 508 最大 649	通常 41.8 最大 54.6	通常 417 最大 650	通常 43 最大 55
汚染状態 の値	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.1	通常 0.01 最大 0.1	通常 0.29 最大 0.48	通常 0.29 最大 0.48

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3,499 最大 3,813	通常 3,499 最大 3,813	通常 4,359 最大 4,673	通常 4,359 最大 4,673
	-,-	-,-	,	,

備考 汚水等は、No. 1 総合排水処理施設を経て、No. 1 排水口より排水する。

(2) アルベン中和処理施設 (TK-414A/B)

				更 前	変	更 後
処理施設による処	項	B	処理前	処理後	処理前	処理後
理ができます。	りん含 (単位 リット つさく)	1	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 5.0 最大 5.0
残渣の種類、1カ月間の種類 別生成量及び処理方法		1カ月当 ン、外部	ルシウム、 たり32ト 委託先に 離後、焼 る。	部委託先	、1カ月トン、外にて沈降焼却処分	

備考 汚水等は、No. 1 総合排水処理施設を経て、No. 1 排水口より排水する。

(3) 中和処理施設(TK-707A/B)

		変	更 前	変	更 後
処理施記	役の能力	1日当た 処理	り470トン	1日当た 処理	り590トン
消耗資材の1 E 別使用量	炭酸カル: 1日当た 水酸化ナ 1日当た	り19トン トリウム:	炭酸カルシウム: 1日当たり54.6トン 水酸化ナトリウム: 1日当たり0.52トン		
処理施設による処	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
理前及び 処理後の 汚水等の 汚染状態 の値	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 0.01未満 最大 0.01未満	通常 5.0 最大 5.0
汚水等の1E (単位 立方		通常 44.7 最大 49.2	通常 420 最大 460	通常 175 最大 179	通常 550 最大 590
残渣の種類、〕 別生成量及び炉	カルシウ 月当たム だ チム こ だ た て て て て て て て て て て て て て て て て て て	、水酸化 ム等 1 600キロ 外部分 洗降分す	たり1,72 ラム 外	1月当 25キログ 部委託先 全分離後、 する。	

備考 汚水等は、No. 1 総合排水処理施設を経て、No. 1 排水口より排水する。

(4) No. 1 総合排水処理施設

変	更	前	変	更	後

処理施設	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
による処理前及び処理後の汚水等の	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 11.2 最大 20.0	通常 11.2 最大 20.0	通常 12.8 最大 20.0	通常 12.8 最大 20.0
汚染状態 の値	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 15.0 最大 27.0	通常 15.0 最大 27.0	通常 15.0 最大 50.0	通常 15.0 最大 50.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4.0 最大 15.0	通常 4.0 最大 15.0	通常 4.1 最大 35.0	通常 4.1 最大 35.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 5.0	通常 1.0 最大 5.0	通常 1.03 最大 15.00	通常 1.03 最大 15.00
汚水等の1E (単位 立方		通常 20,474 最大 27,557	通常 20,474 最大 27,557	通常 21,464 最大 28,547	通常 21,464 最大 28,547

備考 汚水等は、No. 1排水口より排水する。

(5) BR-BT 活性汚泥処理施設

	変	更 前	変	更 後	
処理施設	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
による処 理前及び 処理後の 汚水等の	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 95 最大 115	通常 45 最大 55	通常 85 最大 115	通常 45 最大 55
汚染状態の値	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 1.1 最大 2.1	通常 1.1 最大 2.1
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.1未満 最大 0.1未満	通常 0.37 最大 0.60	通常 0.37 最大 0.60
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 3,998 最大 4,254	通常 3,998 最大 4,254	通常 4,988 最大 5,244	通常 4,988 最大 5,244

備考 汚水等は、No. 3 総合排水処理施設を経て、No. 3 排水口より排水する。

(6) No. 3 総合排水処理施設

		変	更 前	変	更 後
処理施設 による処 理前及び 処理後の 汚水等の 汚染状態 の値	目	処理前	処理後	処理前	処理後

	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 13.0 最大 19.5	通常 13.0 最大 19.5	通常 14.0 最大 20.0	通常 14.0 最大 20.0
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 33.0 最大 500	通常 33.0 最大 47.0	通常 33.0 最大 500	通常 33.0 最大 50.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.9 最大 10.0	通常 1.9 最大 10.0	通常 2.2 最大 35.0	通常 2.2 最大 35.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 7.0	通常 1.0 最大 7.0	通常 1.01 最大 15.00	通常 1.01 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 36,402 最大 39,998	通常 36,402 最大 39,998	通常 37,392 最大 40,988	通常 37,392 最大 40,988

備考 汚水等は、No. 3排水口より排水する。

- 6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大 の値並びに汚水等の1日当たりの量
- (1) No. 1 排水口

汚水等の	項	目	変	更	前	変	更	後
汚染状態の値	化学 要位 位 ル に に に に に に に に に に に に に	(単 リッ つき	通常最大			通常最大		
	浮遊物 (単位 リット つきょ)	1ルに	通常最大	15.0 27.0		通常最大		

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 4.0 最大 15.0	通常 4.1 最大 35.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1.0 最大 5.0	通常 1.03 最大 15.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 20,474 最大 27,557	通常 21,464 最大 28,547

(2) No. 3排水口

汚水等の	項目	変	更	前	変	更	後
汚染状態の値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大			通常最大		
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大			通常最大		
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大			通常最大		
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大			通常最大	1.01 15.00	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 36,402 最大 39,998			通常 37,392 最大 40,988		

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第1368号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年12月22日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	落合久万線	西条市丹原町明河 8 号458番 4	令和2年12月22日

令和 2 年12月22日 発行 1115